様式３

校正仕様確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 被校正分銅の要件 | 基準器検査規則、OIML R111-1、JIS B 7609　のいずれかに準拠 |
| 校正実施場所 | 以下の東京都計量検定所内　指定校正施設

|  |  |
| --- | --- |
| クリーンルーム | F2級（1㎎～20㎏）、M1、M2級（10㎎～1 kg） |
| 天びん室 | M1、M2級（2 kg～20 kg） |
| 台秤室 | M1、M2級（50 kg～1 000 kg） |

 |
| 校正値 | 協定値 |
| 校正方法 | 東京都質量標準校正事業　品質マニュアルによる |
| 校正手順 | 東京都質量標準校正事業の校正手順書による（下請負契約事項はありません） |
| 校正使用機器 | 東京都質量標準校正事業「常用参照標準器等管理規程」及び、「校正用機器管理規程」で管理された以下の機器（１）常用参照標準： OIML E2級（JCSS校正証明書付）（２）⑴にトレーサブルな以下の実用標準

|  |  |
| --- | --- |
| ①F1級 | ：1 mg～20 kg＜円筒形・線状＞ |
| ②F1級 | ：20 kg＜直方体（50個組合せ）＞ |
| ③F2級 | ：2 kg～20kg＜円筒形・直方体＞ |
| ④F2級 | ：1 000 kg＜直方体＞ |
| ⑤F2級 | ：500 kg＜円筒型＞ |

（３）質量比較器測定能力：最小1 mg～最大1 000kgまで（４）校正環境測定機器①温度計　　②湿度計　　③気圧計 |
| 不適正発生の場合 | 文書での連絡及び確認 |
| 被校正分銅外観確認 | 校正依頼分銅確認表による |
| 標準処理期間 | 申請日より３０日間とする。東京都行政手続条例第６条「窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱第３条（別表１）」 |
| 顧客機密情報の保護 | 「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づく |
| 確認欄 | 受付番号 | 上記校正仕様及び分銅チェック結果を確認し校正を依頼します。申請依頼者氏名　　　　　　　　　　　　　　　（申請担当者氏名）　　　　　　　　年　　　月　　　日 | 校正担当責任者又は技術管理者 |
|  | 年　月　日 |